

3 補助金の交付の適否に関する基準〔A:適合している、B:適合していない、C非該当〕

項目	内 容	判定	判定の理由
必要性 (公益性)	補助事業等が、社会情勢や区民ニーズに適合しているか	A	区民からの建物保存の要望もあり、地域の文化資源の保存活用促進においても必要性が高い。
	基本構想、実施計画、個別計画等の区の政策に適合しているか	A	実施計画3-4文化振興に記された「歴史・文化遺産と共に生き、後世に伝えること」に適合する。
	区と区民等の役割分担の中で、区が補助すべき事業であるか	A	区民も「一葉募金」「一葉基金」として協力しており、文化資源の保存活用や文化人顕彰の面でも公益性が高い。
	実施しなかった場合に大きなマイナスの影響が生じるか	A	補助事業者による土地・建物の取得が困難になり、建物が除却され、貴重な文化資源が失われる。
公平性	補助要件に該当する補助事業者等であれば、誰でも補助金の申請をする機会が確保されているか	C	
	交付先は適正な手続きによって決定されているか	C	
効率性 (有効性)	補助金の交付以外の代替策はないか	A	跡見学園の土地・建物の取得経費に対する補助であるため、補助金交付以外の代替策をとることは困難である。
	補助金の交付による効果が認められるか	A	土地・建物の取得が達成され、歴史的建造物が保存されるだけでなく、その後の活用も可能となる。
	補助金額に見合う具体的効果が認められるか	A	歴史的建造物の保存活用により、地域の文化資源を後世に伝え、文化の振興に資することができる。
	事業実施の効果が広く区民に還元されているか	A	区民の保存要望に応えることができ、今後、広く区民の利用に供することができる。
適正性 (適格性) (妥当性) ※個人等の補助金については不要	法令等に抵触していないか	A	文京区補助金等交付規則に基づき、適正に執行されている。
	団体等の活動内容が補助目的と合致しているか	A	区と協定を結んだ学校法人であり、建物保存に加え、学校教育や生涯学習での活用も補助目的と合致する。
	団体等の会計処理や補助金の使途が適正か	A	実績報告書における経費内訳、領収書の写し、売買契約書の写し等で、補助金の使途の確認を行っている。

4 交付実績

(件、千円)

項目	25年度(決算)	26年度(決算)	27年度(決算)	28年度(予算)
交付(見込み)件数	-	-	1	-
決算(予算)額	-	-	42,000	-
国庫支出金			0	
都支出金			0	
その他			0	
一般財源			42,000	
27年度補助事業等の状況 (交付団体名、成果等)	交付団体名:学校法人 跡見学園			

5 課題及び今後の方向性

27年度事業終了